

議案第151号

さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市図書館条例の一部を改正する条例

さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>さいたま市立武蔵浦和図書館</td><td>[略]</td></tr><tr><td><b>さいたま市立美園図書館</b></td><td><b>さいたま市緑区大字下野田655番地</b></td></tr></tbody></table> 2 [略]	名称	位置	[略]		さいたま市立武蔵浦和図書館	[略]	<b>さいたま市立美園図書館</b>	<b>さいたま市緑区大字下野田655番地</b>	(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>さいたま市立武蔵浦和図書館</td><td>[略]</td></tr></tbody></table> 2 [略]	名称	位置	[略]		さいたま市立武蔵浦和図書館	[略]
名称	位置														
[略]															
さいたま市立武蔵浦和図書館	[略]														
<b>さいたま市立美園図書館</b>	<b>さいたま市緑区大字下野田655番地</b>														
名称	位置														
[略]															
さいたま市立武蔵浦和図書館	[略]														
(休館日) 第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <b>さいたま市立北浦和図書館</b> （以下「北浦和図書館」という。）、さいたま市立南浦和図書館（以下「南浦和図書館」という。）、さいたま市立東浦和図書館（以下「東浦和図書館」という。）、さいたま市立大宮図書館（以下「大宮図書館」という。）、さいたま市立大宮西部図書館（以下「大宮西部図書館」という。）、さいたま市立春野図書館（以下「春野図書館」という。）、さいたま市立与野図書館（以下「与	(休館日) 第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <b>さいたま市立北浦和図書館</b> （以下「北浦和図書館」という。）、さいたま市立南浦和図書館（以下「南浦和図書館」という。）、さいたま市立東浦和図書館（以下「東浦和図書館」という。）、さいたま市立大宮図書館（以下「大宮図書館」という。）、さいたま市立大宮西部図書館（以下「大宮西部図書館」という。）、さいたま市立春野図書館（以下「春野図書館」という。）、さいたま市立与野図書館（以下「与														

野図書館」という。)、さいたま市立桜木図書館(以下「桜木図書館」という。)、さいたま市立岩槻駅東口図書館(以下「岩槻駅東口図書館」という。)、さいたま市立桜図書館(以下「桜図書館」という。)、さいたま市立北図書館(以下「北図書館」という。)、さいたま市立武蔵浦和図書館(以下「武蔵浦和図書館」という。)及びさいたま市立美園図書館(以下「美園図書館」という。)

ア～ウ [略]

(3) [略]

2 [略]

(利用時間)

第6条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 北浦和図書館、南浦和図書館、東浦和図書館、大宮図書館、大宮西部図書館、春野図書館、与野図書館、桜木図書館、岩槻駅東口図書館、桜図書館、北図書館、武蔵浦和図書館及び美園図書館 午前9時から午後8時(日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるとき並びに大宮図書館のこども室及びAV鑑賞室の利用については午後6時、与野図書館の視聴覚ホールの利用については午後9時)まで

(3) [略]

2 [略]

野図書館」という。)、さいたま市立桜木図書館(以下「桜木図書館」という。)、さいたま市立岩槻駅東口図書館(以下「岩槻駅東口図書館」という。)、さいたま市立桜図書館(以下「桜図書館」という。)、さいたま市立北図書館(以下「北図書館」という。)及びさいたま市立武蔵浦和図書館(以下「武蔵浦和図書館」という。)

ア～ウ [略]

(3) [略]

2 [略]

(利用時間)

第6条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 北浦和図書館、南浦和図書館、東浦和図書館、大宮図書館、大宮西部図書館、春野図書館、与野図書館、桜木図書館、岩槻駅東口図書館、桜図書館、北図書館及び武蔵浦和図書館 午前9時から午後8時(日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるとき並びに大宮図書館のこども室及びAV鑑賞室の利用については午後6時、与野図書館の視聴覚ホールの利用については午後9時)まで

(3) [略]

2 [略]

## 附 則

この条例は、平成28年1月4日から施行する。